

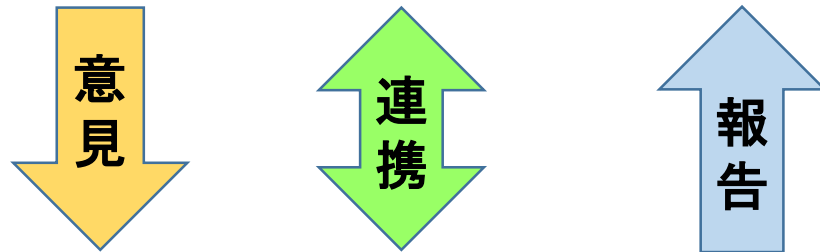
# 令和元年度第 2 回 青森県子どもの貧困対策等推進委員会

## 青森県子どもの貧困対策推進計画 令和 2 年度事業取組の方向性

令和 2 年 2 月  
青森県健康福祉部こどもみらい課

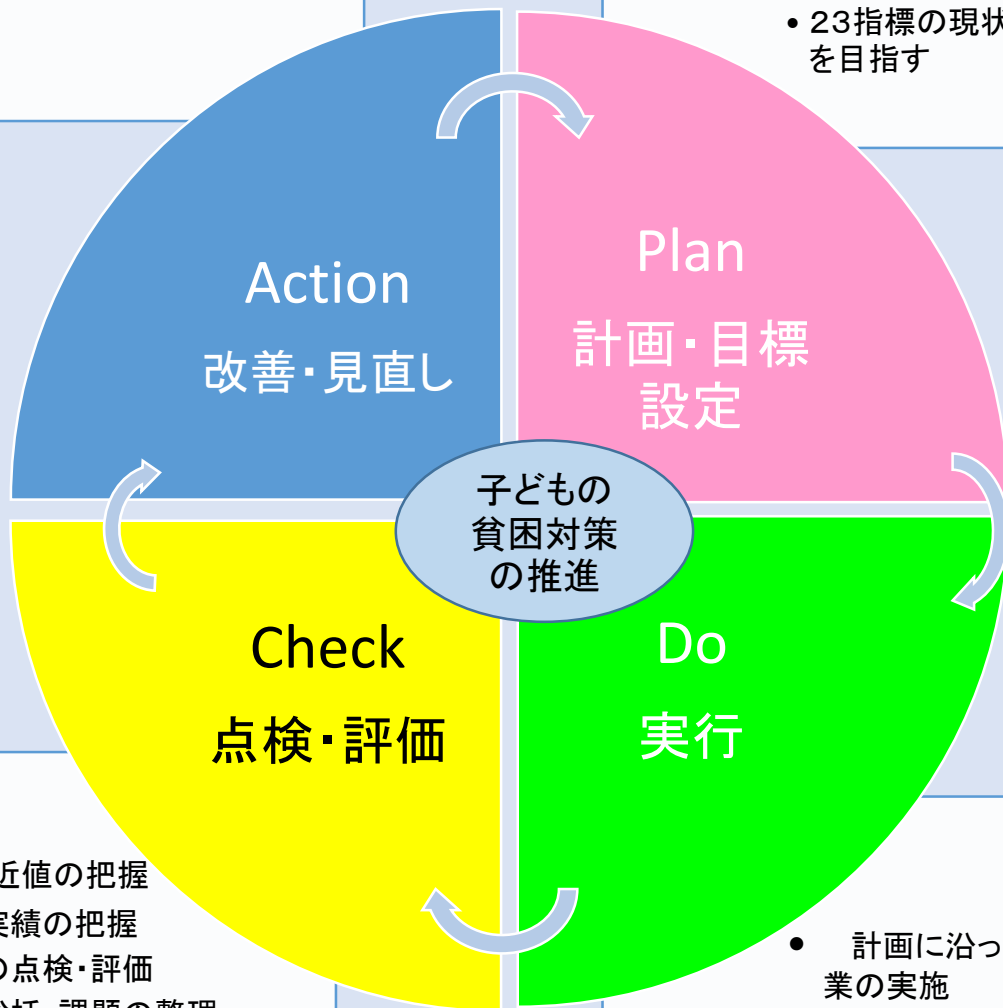
# 青森県子どもの貧困対策推進計画 令和2年度事業取組の方向性

## 青森県子どもの貧困対策等推進委員会



- 基本方針毎の見直し
- 全体の課題及び見直しの整理

- 4つの基本方針に基づいた施策を計画
- 改善・見直し結果を踏まえた施策を計画
- 23指標の現状値の改善を目指す



- 23指標の直近値の把握
- 個別事業の実績の把握
- 基本方針毎の点検・評価
- 評価結果の総括・課題の整理

- 計画に沿った個別事業の実施

■ 令和元年度1回目の委員会(令和元年8月開催)における各施策の評価等を踏まえ、令和2年度の子どもの貧困対策の事業を進める。

### 【各施策の見直し等】

#### <教育の支援>

施策の点検・評価	施策の改善・見直し等
<ul style="list-style-type: none"> <li>• SCやSSWの配置による相談体制の充実が必要</li> <li>• 高等教育の機会を確保する経済的負担に対する支援の充実が必要</li> <li>• 様々な環境にある子どもの教育機会の確保を図るための取組が重要</li> </ul>	<p>【新規】</p> <p>①専攻科就学支援金(公立)</p> <p>【拡充】</p> <p>①スクールカウンセラー配置事業</p> <p>②母子父子寡婦福祉資金貸付</p> <p>③青森県育英奨学金(高校奨学金)</p>

#### <生活の支援>

施策の点検・評価	施策の改善・見直し等
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 生活困窮者、ひとり親家庭の自立に向けた総合的な相談支援や就労支援の促進が必要</li> <li>• 様々な環境にある子どもの自立に向けた支援の促進が必要</li> <li>• 里親の資質向上や里親等への相談・援助の取組の継続が必要</li> <li>• 就労と子育ての両立に向けたきめ細かな支援の充実が必要</li> </ul>	<p>【新規】</p> <p>①地域とつながる子どもの居場所づくり促進事業費</p> <p>【拡充】</p> <p>①ひとり親家庭等就業・生活支援事業(ひとり親家庭等日常生活支援事業)</p>

# 青森県子どもの貧困対策推進計画 令和2年度事業取組の方向性

## 令和2年度新規事業

### <教育の支援>

区分			事業名	実施主体	事業内容	事業実施の趣旨・目的	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)
施策の基本方針	施策の目標	施策の内容								
I	3	(2)	専攻科就学支援金 (公立)	県	公立の専攻科に在学する生徒に対し、授業料に充てる専攻科就学支援金を支給する。	高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図る。	学校施設課	支援金を支給した生徒の数	—	35人 (R2)

### <生活の支援>

区分			事業名	実施主体	事業内容	事業実施の趣旨・目的	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)
施策の基本方針	施策の目標	施策の内容								
II	2	(3)	地域とつながる子どもの居場所づくり促進事業費	県	介護保険施設や保育所等の既存の社会資源を活用し、学習支援や食事提供を行う「子どもの居場所づくり」を促進する。	貧困などの様々な課題を抱える子どもや保護者への支援が届く仕組みづくりが必要であるため、支援が必要な子どもや保護者を発見し、相談・支援機関へつなぐ「子どもの居場所づくり」を促進し、貧困の連鎖解消を図る。	こどもみらい課	—	—	—

# 青森県子どもの貧困対策推進計画 令和2年度事業取組の方向性

## 令和2年度拡充事業

### <教育の支援>

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	平成30年 度実績	平成30年度実績等を踏 まえた見直し(課題・今 後の取組の方向性)	令和2年度事業 取組の方向性
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容									
I	1	(2)	スクールカウンセラー配置事業	県	学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るため、公立小中学校等にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等児童生徒の問題行動等の防止・解決に向けた支援を行う	学校教育課	配置率	(小)18.9% (中)65.0% (H27)	(小)71.3% (中)100%	学校におけるいじめや長期欠席、問題行動等の未然防止や解決には教育相談体制の充実が必要不可欠である。今後は、国の配置拡充の方針を受け、県内全ての小学校278校、県内全ての中学校152校へ配置、派遣する。	引き続き、県内全ての公立小学校(265校)、公立中学校(151校)にスクールカウンセラーを配置、派遣し、いじめ等の児童生徒の問題行動や不登校の防止・解決に向けた支援を行うとともに、効率的・効果的な活用を促進するために、同一中学校区に同一カウンセラーを配置し、小中連携を強化する。  【拡充】 高等学校からの要請の増加へ対応するため、派遣回数拡充する
I	3	(2)	母子父子寡婦福祉資金貸付	県	母子家庭及び父子家庭の児童又は寡婦世帯の20歳以上の子の修学を支援するため、それらの児童等が就学する場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金の就学支度資金及び修学資金を無利子で貸し付ける。	こどもみらい課	就学支度資金及び修学資金貸付件数	589件 (H26)	264件	資金を必要としている母子家庭、父子家及び寡婦に対する資金の貸付を継続して実施する。  【拡充】 修業施設に就学する際の就学支度資金の貸付限度額の引き上げを行う。	引き続き、就学のための資金を必要としている母子家庭、父子家及び寡婦に対する資金の貸付を継続して実施する。  【拡充】 高等教育の修学支援新制度の影響を踏まえて大学等に修学する子どもの修学資金・就学支度資金の貸付限度額の見直しを行う。

区分				実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	平成30年 度実績	平成30年度実績等を踏 まえた見直し(課題・今 後の取組の方向性)	令和2年度事業 取組の方向性
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容	事業名								
I	3	(2)	青森県育英奨 学金(高校奨学 金)	(公財) 青森 県育 英奨 学会	青森県の子弟のうち、学業、 人物が優れているにもかかわらず経済的理由により修学困 難な生徒に対して学資を貸与 する。	教職員課	貸与者数	1,477人 (H26)	—	学業・人物が優れている生 徒が経済的理由により修 学を断念することのないよ う、学資の貸与を継続する。 返還金が貸与の原資となっ ていることから、滞納者に 対する督促を継続する。	学業・人物が優れている生 徒が経済的理由により修学 を断念することのないよう、 引き続き、学資の貸与を継 続する。  【拡充】 遠距離通学等を行う生徒の 負担軽減のため、一定額以 上の通学費等を負担する市 町村民税所得割非課税世 帯の生徒に対し、奨学金の 一部返還免除を行う。

## <生活の支援>

区分				実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	平成30年 度実績	平成30年度実績等を踏 まえた見直し(課題・今 後の取組の方向性)	令和2年度事業 取組の方向性
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容	事業名								
II	1	(1)	ひとり親家庭等 就業・生活支援 事業(ひとり親家 庭等日常生活 支援事業)	県	修学等や疾病等の事由によ り生活援助、保育サービス が必要なひとり親家庭等に 家庭生活支援員を派遣し、 当該家庭の生活の安定を図 る。	こどもみらい 課	派遣回数	5回 (H26)	91回	修学等や疾病等の事由に より生活援助、保育サービ スが必要なひとり親家庭等 に家庭生活支援員を派遣 し、当該家庭の生活の安定 を図る。	修学等や疾病等の事由によ り生活援助、保育サービス が必要なひとり親家庭の生 活の安定を図るため、引き 続き、家庭生活支援員を派 遣する。  【拡充】 定期利用の対象範囲を小学 生を養育する家庭まで拡大 する。